

令和6年度分の保険税（料）納付書を送付します

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

国民健康保険税

国民健康保険加入者は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。（令和5年度と同率）

納付方法（2種類）

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」
- 普通徴収の場合は、口座振替による納付が原則となっています。納期内納付の促進のため、口座振替への切替にご協力をお願いします。

特別徴収対象の方

- 次のすべての要件に該当した場合に対象となります。
- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳～74歳の世帯
 - ・年金受給額が年額18万円以上
 - ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない
- ※特別徴収対象者で、保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることによって口座振替に変更できます。
- ※10月から特別徴収を開始される方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額を記載しています。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合は、保険税を軽減します。（所得の申告をしていないと軽減が受けられません）詳しくは、リーフレットをご覧ください。

①平等割額の軽減

特定世帯（同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯）は5年間、平等割が2分の1に軽減、6～8年目の特定継続世帯は4分の1を軽減します。

②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ移行前と同様に軽減します。

③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請すると軽減が受けられます。

保険税の免除

令和6年1月から、妊娠または出産した被保険者がいる国保加入世帯に対し、被保険者に係る所得割額および均等割額を申請により免除します。

対象者

国民健康保険加入者のうち妊娠または出産された方

対象期間

出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産月の3カ月前から出産月の翌々月までの6カ月間）

免除額

所得割額および均等割額の全額

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人一人に納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なります。納付方法（2種類）※特別徴収が優先されます。

- ・年金からの天引き「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による「普通徴収」
- ①4月の年金から天引きされている方

4月・6月・8月の年金から天引き（仮徴収）されている方は、決定した保険料から仮徴収額を差し引いた額を、10月・12月・令和7年2月に支給される年金から天引きします。

②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回（7月～令和7年2月）となります。

③10月の年金から天引きされる方

令和5年10月1日～令和6年4月1日の間に、75歳になられた方などは、7月～9月は納付書で納付し、10月の年金から天引きを開始します（②の方は除く）。

保険料算定の基礎

均等割額 43,800円 所得割率 9.11%

保険料の上限額 80万円

※昭和24年3月31日以前生まれの方は73万円が上限額

保険料の納付方法の変更

年金から天引きされている方も、市に申し出ることによって口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減

- ①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割を軽減します。
- ②後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず均等割が5割軽減（加入月から2年間）します。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方の診療が高額になるとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院時の食事代が軽減される認定証を申請により交付しています。

現在、認定証をお持ちの方で、8月以降も該当となる方には、認定証を被保険証とともに郵送します。（申請不要）

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

国保年金課

☎443-1139

国民健康保険加入者世帯または後期高齢者医療制度の加入者に、新しい被保険者証が7月下旬に簡易書留で郵送されます。有効期間は、令和6年8月1日～令和7年7月31日までです。（75歳または70歳になる方のいる世帯は異なる場合があります）

届かない場合には国保年金課までご連絡ください。

☎国保年金課 443-1139

マイナンバーカードが保険証として利用できます

現行の保険証は、12月2日（月）から発行されなくなりますので、マイナンバーカードを取得し、保険証として利用登録しましょう。（12月1日（日）までに交付された保険証は、記載されている有効期限まで利用できます）

データに基づく最適な医療処方箋や特定健診などの情報、医師・薬剤師に共有され、最適な医療が受けられます。

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除限度額適用認定証などがなくとも、高額療養制度の限度額を超える支払いが免除されます。（保険税滞納者を除く）

☎マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-950178

被保険者証が新しくなります